

市県民税の申告は 最寄りの会場です！

**申告を
お忘れなく！**

市県民税の申告は **3月17日(月)** までです



平成26年1月1日現在で鹿屋市に住所のある人は、平成25年中の所得状況を申告する必要があります。
この申告は、市民税・県民税の課税資料となるばかりでなく、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の資料になるほか、公営住宅、児童扶養手当、保育園、幼稚園就園補助金、融資などの申請に必要な諸証明のもとになりますので、該当する人は必ず申告してください。

【問い合わせ】 市税務課市民税係
☎ 0994-43-2111 内線 3114・3115
各総合支所地域政策課税務収納係
市民課 ※ 電子証明書の更新手続について
☎ 0994-43-2111 内線 3151・3152

鹿屋地区 市県民税申告相談日程表

期日	会場	時間	町内会名	期日	会場	時間	町内会名
2/3 (月)	大始良地区 学習センター	9:30~10:30	大始良西、大始良東、田淵	2/7 (金)	西原地区 学習センター	9:30~10:30	今坂、郷之原、大浦
		10:30~12:00	南、獅子目			10:30~12:00	西原2丁目東・西・中央
		13:30~14:30	横山、下堀			13:30~14:30	上谷、新生
		14:30~16:00	萩塚、池園、飯隈、星塚			14:30~16:00	西原1丁目、西原3丁目、 西原4丁目
2/4 (火)	高隈地区 交流促進 センター	9:30~10:30	高隈中央、上別府、 柚木原、重田、谷田、 瀬戸野、柏木	高須地区 学習センター	上野公民館	9:30~12:00	高須・浜田
		10:30~12:00	大黒(大堀・黒坂・ 吉ヶ別府・仮屋)			13:30~14:30	上野
		13:30~14:30	上祓川、祓川			14:30~16:00	野里
2/5 (水)	農業研修 センター	14:30~16:00	下祓川、西祓川、弥生	花岡地区 公民館	市役所本庁 7階大会議室	9:30~10:30	海道、古里、白水、一里山
		9:30~12:00	東原			10:30~12:00	花里、花岡、根木原、鶴羽
		13:30~14:30	笠之原			13:30~14:30	古江(新・本・港・西・中)、 船間、小野原、天神
2/6 (木)	鹿屋東地区 学習センター	9:30~12:00	東原	2/10 (月)	市役所本庁 7階大会議室	14:30~16:00	高牧、有武、小薄
		13:30~14:30	寿3丁目、寿4丁目			9:30~10:30	古前城、本町、北田、大手、 西大手、東大手、朝日、向江、 昭栄、共栄、曾田、白崎、新 栄
		14:30~16:00	札元1丁目、札元2丁目、 旭原			10:30~12:00	打馬、王子
2/23 (日)	市役所本庁 601会議室 (土・日を除く)	9:30~10:30	寿5・6丁目、寿7丁目、 泉ヶ丘	3/10 (月)~ 17(月)	市役所本庁 601会議室 (土・日を除く)	9:30~10:30	高牧、有武、小薄
		10:30~12:00	緑山、寿2丁目			13:30~16:00	申告期間中に都合のつかない人
		13:30~14:30	寿8丁目			9:00~16:00	平日に都合のつかない人
2/23 (日)	市役所本庁 601会議室 (土・日を除く)	14:30~16:00	新川	3/10 (月)~ 17(月)	市役所本庁 601会議室 (土・日を除く)	9:00~16:00	申告期間中に都合のつかない人
		9:30~10:30	川西			9:00~16:00	申告期間中に都合のつかない人
		10:30~12:00	川東、永野田				
2/23 (日)	市役所本庁 601会議室 (土・日を除く)	13:30~16:00	田崎、名貴				

吾平地区 市県民税申告相談日程表

期日	会場	時間	町内会	期日	会場	時間	町内会
2/12 (水)	神野地区 ふれあいセンター	9:30~12:00	神野西、市之渡、横井坂、 砂ヶ野、大川、永野牧、神 野東	2/17 (月)	吾平保健 センター	9:30~12:00	赤野、麓中、麓東、麓西、 寒水、西原
		9:30~12:00	萩崎、上西目川路、下西 目川路、今吉			13:30~16:00	寺ヶ迫、中尾、楢上、持 田、あけぼの、楢下
		13:30~16:00	黒羽子、荷掛、水流、角 野、東原、飴屋敷、下車 田、上車田、平瀬、永山、 筒ヶ迫			2/18 (火)	吾平総合支所
9:30~12:00	白坂、石場、中福良、西 迫、鏡原、門前、新地、つ るみね	13:30~16:00	緑、ひまわり、祇園、希 望ヶ丘、中央、宮前、堀木 田、坂元、こすもす、グ リーンビレッジ、駅前、 鶯、川上、申告期間中に 都合のつかない人				
2/13 (木)	鶴峰東地区 ふれあいセンター	13:30~16:00	上苦野、下苦野、苦野、立 元、平前、金山、木浦、真 戸原、中大牟礼、東大牟 礼、西大牟礼、木場	2/23 (日)	吾平総合支所	9:00~16:00	平日に都合のつかない人
		9:30~12:00	論地、樋之口、原口、末 次、茶円、井神島	3/10 (月)~ 17(月)	市役所本庁 601会議室 (土・日を除く)	9:00~16:00	申告期間中に都合のつかない人
2/14 (金)	下名東地区 ふれあいセンター	9:30~12:00	池久保、あさざり、名主、 川西中、真角、川北				
		13:30~16:00					

- 申告が必要な人**
- 営業、農業、地代、家賃、生命保険料の満期返戻金等、原稿料、生命保険契約等に基づく個人年金等、土地・建物等の譲渡などの所得があった人
 - 給与所得者(パート、アルバイト等を含む)で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
 - 平成25年中に途中就職や退職をした給与所得者で、年末調整がされていない人
 - 給与所得者で、給与以外の所得(農業、家賃収入等)があった人
 - 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除等の所得控除、配当割額控除、寄附金税額控除等を受けようとする人
 - 平成25年中に市内に転入した人で、障害年金、遺族年金の受給者
 - 収入のなかった人(市内に居住する人の配偶者控除や扶養控除の適用を受けていない人)
 - 夫が単身赴任等で市外に住所があり、その夫から扶養

- 申告が必要でない人**
- されている妻や20歳以上の子
 - 年金、恩給などの公的年金等の収入のみで、年金特別徴収されている国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料以外の控除の適用を受ける人。
 - 公的年金受給者で、公的年金等の所得以外の所得(給与、農業、不動産所得等)があった人
 - 本人は市外在住だが、本人又は家族の居住用の家屋敷又は事務所・事業所などを鹿屋市内に有する人(持家・借家を問わない)
 - ※ 公的年金等の収入額が400万円以下で、かつ、年金以外の所得が20万円以下の場合には、所得税の確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告が必要ない場合があります。源泉徴収票等を持参のうえ申告会場でおたすねください。

- 申告が必要でない人**
- 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人
 - 所得税の確定申告を提出する人
 - 平成26年1月1日現在、生活保護受給者で平成25年中その他の収入がなかった人
 - 障害年金、遺族年金の受給者で、平成25年度市県民税申告を行った人
 - 市内に居住する人(夫や親など)が年末調整や確定申告を行った際に、配偶者控除や扶養控除の適用を受けた妻や子などで、平成25年中に収入がなかった人
- ※ 市県民税の申告が必要と思われる人については、平成25年度の申告状況により、申告書を発送しますが、勤務状況の変化等により申告が必要でない場合や、申告書が届かなくても申告が必要な場合もあります。各地区の公共施設等で申告を受け付けますので、市県民税申告相談日程表で確認ください。

申告に必要なもの

- 申告には必要事項を記入した申告書と印鑑のほかに、次のものをご持参ください。
- 生命保険料や地震保険料を支払っている場合、保険会社等が発行した支払証明書等
- 医療費控除を受ける場合、その領収書等（扶養親族の分も含まれるが、個人ごと病院ごとに集計しておくこと）
- 社会保険料控除を受ける場合、国民年金や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の支払証明書等



源泉徴収票



印鑑

申告に関する注意事項

- 営業所得や農業所得、不動産所得のある人は、収入金額と必要経費の分かる収支内訳書や帳簿等
- 給与、公的年金をもらっている人は、源泉徴収票（勤務先等から交付されない場合は収入金額を証明するもの）
- 寄附をした場合、日本赤十字社等の発行する領収書や地方公共団体の発行する寄附金（ふるさと納税）受領証明書
- 原則として3月7日（金）までの間、市役所及び各総合支所では、市県民税申告の受付は行いません。最寄りの申告会場か、もしくは、3月10日（月）から17日（月）の間、市役所で申告をお願いします。
- 申告相談日程表の青文字で記載した町内会には、申告会場が昨年と変わりました。詳しくは、お問い合わせください。

所得税にかかる確定申告が必要な人は、税務署での申告が必要です。

所得税にかかる確定申告は、原則、税務署での申告が必要です。ただし、市県民税の申告会場でも申告を受け付けます。



▲確定申告書

【問い合わせ】鹿屋税務署 ☎ 0994-42-3127

復興特別所得税に関するお知らせ

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率をかけて計算した金額です。

詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「個人の方に係る復興特別所得税のあらまし」をご覧ください。また、鹿屋税務署へご相談ください。

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象となる人が拡大され、事業所得（農業・営業所得など）、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての人（所得税の申告が必要ない人も含まれます）が、収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載し、その帳簿や取引に係る請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

なお、詳細については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。

電子証明書の更新手続きはお済みですか

電子証明書とは、国税電子申告・納税システム（e-Tax）及び地方税ポータルシステム（eLTAx）をはじめとしたインターネットを利用して行政手続を行う際に、本人確認の役割を果たすものです。

有効期限は発行日から3年です。期限間近の人や既に期限を過ぎている人については、窓口での更新手続が必要です。

詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp/>）をご覧ください。

※更新手続には本人確認書類（現住所が記載されている免許証）のほか、発行手数料（500円）が必要です。

前々年に税務署へ提出する給与所得の給与所得の源泉徴収票又は公的年金等の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の事業所については、市区町村に提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出について、eLTAx又は光ディスク等による提出が義務付けられます。

eLTAxのサービスは、無料でご利用頂けるとともに、自宅やオフィスから手続きができるほか、受付窓口が一本化されるなどの利点があります。ぜひご利用ください。

なお、eLTAxを利用するには、パソコン環境の準備や利用者IDの取得など所定の手続きが必要です。



串良地区 市県民税申告相談日程表

期日	会場	時間	町内会
2/21 (金)	串良公民館 細山田分館	9:30~12:00	立小野、高松、堂園、伊集院、 栢場、外堀、共和、新中堀、 花鎌、更和、東住吉、土持、 更栄、昭栄
		13:30~16:00	
2/23 (日)	串良総合支所	9:00~16:00	平日に都合のつかない人
2/24 (月)	串良公民館 細山田分館	9:30~12:00	東新町、共心、西新町、生栗須
		13:30~16:00	新栄、竹下堀、平瀬、辰喰、 馬掛
2/25 (火)	串良公民館 細山田分館	9:30~12:00	東新堀、西新堀、下之段、 東共心、西共心、入部堀
		13:30~16:00	矢柄、上矢柄、東茅場、 栄、上栄、上辰喰
2/26 (水)	有里農業研修センター	9:30~12:00	中郷、山下
		13:30~16:00	中野、下中
2/27 (木)	農村環境改善センター	9:30~12:00	十三塚
		13:30~16:00	中宿、中山上、中山下、 共栄中、共栄西、共栄東、 共栄東上
2/28 (金)	農村環境改善センター	9:30~12:00	大迫、城ヶ崎、松崎
		13:30~16:00	大久保段、県営住宅、永峯、 鳥之巣、中山原、塩塚
3/3 (月)	串良B&G海洋センター	9:30~12:00	中甫木、下甫木、富ヶ尾上、 富ヶ尾下
		13:30~16:00	平和、星ヶ丘、吹上田、新大塚原、 下大塚原、上大塚原上、 上大塚原下、桜ヶ丘
3/4 (火)	下小原農業研修センター	9:30~12:00	下小原北
		13:30~16:00	下小原南、白寒水、大坪
3/5 (水)	串良公民館 上小原分館	9:30~12:00	柳谷、佐牟田
		13:30~16:00	瀬戸、表、茂七
3/6 (木)	串良公民館 別館大ホール	9:30~12:00	岡崎上、岡崎東、岡崎西
		13:30~16:00	緑ヶ丘、諏訪下、愛ヶ迫、 江口迫、北田迫、上之馬場、 上之馬場下
3/7 (金)	串良公民館 別館大ホール	9:30~12:00	永和、堅田、和田、宮之下、 鶴亀
		13:30~16:00	申告期間中に都合のつかない人
3/10 (月)~17 (月)	市役所本庁 601会議室 (土・日を除く)	9:00~16:00	申告期間中に都合のつかない人

輝北地区 市県民税申告相談日程表

期日	会場	時間	町内会名
2/19 (水)	輝北総合支所	9:30~12:00	竹下、影吉、中平房、 下平房、三原
		13:30~16:00	本町、和泉ヶ野、 風呂段、堂平、坂宮
2/20 (木)	市成校区公民館	9:30~12:00	一番郷、二番郷、西原、 愛宕、上平房、白別府、 歌丸、名主段、諏訪、 福岡、楢久保
		13:30~16:00	柏木、徳留、仮屋、 浮牟田、日新、谷田
2/21 (金)	輝北総合支所	9:30~10:30	上方、下方、辰喰、 上場団地、宮園、 久木野々、上沢津、 下沢津
		9:30~16:00	八重山、朝倉、仏山
2/23 (日)	輝北総合支所	9:00~16:00	平日に都合のつかない人
		9:00~16:00	申告期間中に都合のつかない人
3/10 (月)~17 (月)	市役所本庁 601会議室 (土・日を除く)	9:00~16:00	申告期間中に都合のつかない人

